

■日時：平成26年1月21日（火） 午前10時～11時

■会場：府中市立ふるさと府中歴史館3階会議室

■出席：（敬称略）

[委員] 坂詰 秀一、野澤 康、松本 三喜夫、猿渡 昌盛

[指導助言者] 山下 信一郎（文化庁）、伊藤 敏行（東京都）

[事務局] 江口課長、黒澤課長補佐、塚原係長、荒井主任、小林

（以上、文化スポーツ部ふるさと文化財課）

[コンサルタント] 株式会社歴史環境計画研究所 秋山、小野

■欠席：（敬称略）

[委員] 亀山 章、佐藤 信、藤井 恵介

■傍聴者：なし

■議事日程

1 開 会

2 ふるさと文化財課長挨拶

3 議 題

(1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画における現状変更等の取扱基準について

(2) その他

4 閉 会

■配付資料 国史跡武蔵国府跡保存管理計画（案）

■会議録

1 開 会

事務局の司会により、午前10時に開会した。

2 ふるさと文化財課長挨拶

挨拶と、本日の議事内容、今後の予定等について説明。

3 議 題

(1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画における現状変更等の取扱基準について

<会 長>

それではまず、事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局>

[事務局より、配付資料に沿って説明]

<会 長>

ありがとうございました。資料の30ページから44ページ、「Ⅲ 保存と管理」の内容を中心に説明があった。何かご意見、ご質問はありますか。

<東京都>

補足をさせていただくと、本来、現状変更とは、現在の状態を変更する行為はすべて対象となるが、大國魂神社境内で開催されるイベント等に伴う仮設物の構築等は非常に数が多い。それらの多くは神社の祭礼と一体のものであり、文化庁・東京都との協議の結果、特例として「日常の維持管理」の範疇とすることとなったものである。

<会 長>

ありがとうございました。神社の祭礼の話が出てきているが、A委員いかがですか。

<A委員>

言葉の表現の問題として、資料33ページの表にある「境内外」という表現が気になるか、いかがなものか。また、史跡の現状変更とは特に関係がないのでは。

<B委員>

「境内外」が史跡指定地外を指しているのであれば、ここ（33ページの表）に載せる必要はないと思う。

<C委員>

B委員と同感である。

<会 長>

文化庁さんは、いかがですか。

<文化庁>

境内外、すなわち国史跡指定地外の祭礼については、あえて必要がなければ、削除することで問題ない。

<東京都>

それが適切であると思う。

<会 長>

では、「境内外」の扱いについては、事務局で然るべき対応をしていただくようお願いいたします。

他に何かありますか。

<C委員>

資料34ページから36ページに、現状変更等に伴う許可申請区分表、流れ図、具体的事例があるが、表が見つらく、わかりづらい。「府中市教育委員会に許可申請書の提出が必要」という記載があるが、誰が何を許可するのか明確でない。

<東京都>

資料34ページと36ページを見開きにすれば見やすいのでは。

また、「府中市教育委員会へ申請」は、「府中市教育委員会の許可」とすべき。

<C委員>

「申請」は、書類を提出しただけでOK、と受けとられてしまう。明確に「許可」と表記すること。

<会 長>

それでは、34～36ページの記載方法については、事務局で再検討し、適切な表現に改めるようお願いします。

他に何かありますか。

<C委員>

資料の中で、「国衙地区」と「国衙」という用語の使い方が混乱しているような印象を受けるのだが。

<事務局>

用語の定義については、資料15ページにあるが、確かにわかりづらい箇所があるので、15ページの定義に基づいて、全体の表現を見直すこととしたい。

<会長>

よろしくお願いします。

B委員、何かご意見ありますか。

<B委員>

3点お伺いしたい。

①資料34～36ページの表については、国司館地区にも同様に適用することで良いか。②32ページ「府中市に許可権限が委譲」とあるが、根拠法令は何か。③（保存管理の基本方針等の記載に関して）語尾が「図る」「行う」など、バラバラの表記になっているが、厳密な使い分けをしているのか。強い意志が感じられるところと、そうでないところがある。

<事務局>

①国司館地区については、国衙地区に準じて判断するものとして考えている。②文化財保護法施行令第5条（資料附編5ページ）による。資料中に根拠法令を明記するよう修正する。③統一されていない部分があるため、事務局で点検し統一する。

<会長>

東京都さんから何かありますか。

<東京都>

5点述べたい。①資料30ページ「我が国の歴史を正しく理解するための適切な保存管理を行う」という表現に疑問がある。②32ページ「厳密な保存管理を行う」とあるが、具体的に表記すべきである。③保存管理の基本的方向性や基本方針等について、大國魂神社に関する記載があるものと無いものがある。統一すること。④39ページ、国司館地区の「本質的価値を構成する要素」の分類について、府中御殿を「本質的価値に準ずる」とした気持ちは理解できるが、歴史的連続性を考慮すると疑問がある。⑤史跡指定地内にある都指定文化財（大國魂神社本殿）に関わる現状変更については、都の許可が必要なので、それについての記載も加えてほしい。

<会長>

ありがとうございました。指摘のあった事項については、事務局で精査し、対応をお願いします。

他に何かありますか。

<C委員>

国司館地区は、整備竣工後はここでイベント等を行うことになると思うが、その際には現状変更の許可申請を取らなければならないのか。

<事務局>

現状での保存管理計画、ということで記載をしていなかったが、「将来的な計画」という形で、史跡の活用に係るイベントについての記載を考えたい。

<東京都>

国司館地区は今後整備を進めていく中で、建物を建てたり、樹木を植えたりすると思うが、これについてはイベントに限らず該当する部分を「国衙地区に準ずる」というような内容で現時点で記載しておくか、あるいは整備竣工後に本計画の見直しを行うのか。

<文化庁>

整備活用についても、現時点である程度具体的な内容が想定可能だと思われるし、国司館地区は市所有の土地でもあるので、事前に想定される内容を記載して取扱いを決めておくのが望ましいと思う。

<会 長>

事務局で、将来の活用も踏まえた文言を検討し、加筆していただくようお願いします。

他に何かありますか。

それでは、今回の協議内容を踏まえ、次回の協議会では「活用」についてご検討いただきますので、どうぞよろしくお願いします。

(2) その他

次回（第4回）の検討協議会は2月7日（金）午前10時から、分科会形式で開催する。坂詰委員・松本委員には引き続き出席を依頼。

今年度の最終回である第5回の開催日程については、後日改めて調整することとなった。

4 閉 会

午前11時をもって閉会となった。